公共施設使用料の見直しに関する基本方針

平成31年4月26日 (令和4年11月17日改訂)

目次

I	;	基本的な考え方	2
	1	使用料とは	2
	2	現状と目的	2
	3	課題	2
4	4	基本方針	3
	5	対象施設	3
П		使用料の算定について	3
	1	算定の基本	3
	2	使用料の算定	3
		(1) 継続利用	3
		(2) 一時利用	4
	3	受益者負担率の決定	6
Ш		使用料の調整	6
	1	激変緩和措置	
	2	端数処理	7
	3	市外割増・営利割増の設定	7
	4	その他	7
IV		見直しのサイクル	7

Ⅰ 基本的な考え方

1 使用料とは

「使用料」とは、**行政財産や公の施設の使用、利用の対価**としてその使用者、利用者から徴収する金銭をいいます。

◆地方自治法 (使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

2 現状と目的

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図るため、その利用に供するための施設(以下「公共施設」といいます。)を設置し、運営しています。

公共施設の多くは、その利用に際し、使用料を徴収しています。使用料は、利用者が公共施設の利用により受けるサービスの対価として負担を求めるものです。この趣旨からすれば、公共施設の運営に係るコストは使用料収入によって賄われるべきであり、使用料はその運営に係るコストを基準として算定するべきであると考えることができます。

また、使用料が公共施設の利用により受けるサービスの対価として利用者に負担を求めるものである以上、サービスを利用する人と利用しない人との公平性にも配慮しなければなりません。

当市において使用料は、その算定に関する統一的な基準がなく、過去からの経緯や近隣市町村などの事例を参考に算定されたものが多いのが現状です。また、使用料の見直しについても、消費税率の改定によるものを除いては行われていません。

以上のことから、使用料については、統一的な算定方法によりすべて見直すこととし、その透明性、公平性を確保します。

3 課題

現状の課題をまとめると、次の点があげられます。

- 算定基準が統一されていない
- 算定方式が明確でない

これらの課題を解決するため、次の基本方針を定めます。

4 基本方針

- ① サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平化を図ります
- ② 使用料の算定方法を明確に定めます
- ③ 定期的に使用料の額の見直しを行います

5 対象施設

使用料の見直しは、次に掲げる施設を除いて行います。

- 使用料の額又は算定方法が、法令などにより定められているもの
- 使用料の額又は算定方法が、県内、管内などで申し合わせがされているもの
- この基本方針による使用料の算定方式が施設の性質上適さないもの

(例) 道路・公園の占用料、水道・下水道料金、個人利用の施設(ジム、プール)

|| 使用料の算定について

1 算定の基本

使用料は、次の算式を基本として算定します。

使用料 = 原価 × 受益者負担率

2 使用料の算定

使用料は、施設の利用の形態ごとに、それぞれ次に示す方法で算定します。

(1) 継続利用

「継続利用」とは、**事務所、食堂、売店**などの用に供するため、施設の一定の区画を**継続的に** (月又は年を単位として)独占して利用することをいいます。

継続利用の場合の使用料は、「**建物の価値**」及び「土地の価値」を基礎として算定します。手順は、次のとおりです。

手順	内容				
	建物の減価償却費(1㎡・1年あたり)を算出				
	建築価額 × (0.9又は1) ÷ 耐用年数 ÷ 延床面積 — ①				
1	※ 定額法(旧定額法)による1年あたりの減価償却費を基準とします。				
'	※ 建築価額が不明な場合は、国税庁発出「建物の標準的な建築価額表」等により算定します。				
	※ 建築価額に乗ずる値は、平成19年3月31日以前に取得したものは0.9を、それ以外は1とします。				
	※ 耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表によります。				
	土地の貸付料(1㎡・1年あたり)を算出				
	固定資産税課税標準額 × 0.045 × 敷地面積 ÷ 延床面積 — ②				
	※ 普通財産の貸付けに当たり採用されてきた手法を算定基準とします。				
2	※ 固定資産税課税標準額は、固定資産評価額に非住宅用地の負担水準の最大値(70%)を乗じて算				
	出します。				
	※ 敷地面積は、建物の敷地と物理的に一体となっている駐車場等の敷地を含む 施設の敷地全体 としま す。				
	原価(1㎡・1年あたり)を算出				
3	「(①+②) × (1+消費税率) — ③				
	使用料(1区画・1年あたり)を算出				
	③ × 受益者負担率(100%) × 区画面積(㎡)				
4	※ 受益者負担率についてはP6を参照してください。				
	※ 月単位で使用料を算出する必要がある場合は、必要に応じてさらに月割計算を行います。				

(2) 一時利用

4個 内宏

「一時利用」とは、会議、研修会、展示会などの用に供するため、施設の一定の区画を**一時的** に(時間又は日を単位として)利用することをいいます。

一時利用の場合の使用料は、「**施設の維持管理費**」を基礎として算定します。手順は、次のと おりです。

手順	内				
	施	設(全体	こ)の維持管理費(1	年あたり:直近3年度の決算額の平均値)— ① を算出	
	〇維持管理費に含む費用維持管理費には、施設の運営				
				(利用者の受付など施設の利用に関する業務に限ります。) 及び維持	
	4	管理に係る	る次の費用を含みます。		
		費用の区	分	説明	
1	1 人件費			施設の運営及び維持管理に従事する職員の人件費(※)	
			賃金	施設の維持管理に従事する臨時職員などに対する賃金	
			需用費	光熱水費(電気、ガス、水道)、修繕費、消耗品費など	
委託料		役務費	通信運搬費、手数料、火災保険料など		
		委託料	清掃、警備、保守点検などに係る委託料		
		使用料及び賃借料	各種機器の借上料、土地借上料など		

		備品購入費	備品(取得価額が100万円以下のもの)の購入費	
		その他	その他施設の運営及び維持管理に要する費用	
維持補修費		費	施設の老朽化などに伴い実施する機能維持のための修繕などに係	ì
			る工事請負費	ì

- ※ 人件費は、施設に常駐している職員に限り算入します。算入する額は、正規職員及び再任用職員 のそれぞれについて、各年度の1人当たりの平均額とします。
- ※ 消費税の課税対象となる費用は、消費税額を含めて維持管理費を積算します。

令和元年度の見直しにおける消費税の考え方

今回の見直しにおいて使用料の算定に用いる維持管理費(平成27~29年度)は、消費税率8%が適用されています。見直しの適用が令和2年4月1日(消費税率10%適用後)であることから、維持管理費にかかる消費税額を8%から10%に置き換えて積算してください。

(計算例) 支払額 10,800円 (うち税800円) ÷ 1.08 × 1.1 = 11,000円 (うち税1,000円)

〇維持管理費に含まない費用

次の費用は、公費負担とすべきものとし、使用料の算定根拠となる維持管理費には算入しません。

費用の区分		説明	
	建設費	公共施設は住民の福祉を増進するために設置された市民全体の財	
	大規模改修費	産であるため、算入しません。	
資産取得費	備品購入費	取得価額が100万円を超える備品の購入費は、算入しません。	
	用地取得費	経年により資産価値が減少するものでなく、施設を廃止した後も	
		市の資産として残るため、算入しません。	
事業費		施設において主体的に実施する事業は、利用者のみを対象とする	
尹未買		ものではないため、算入しません。	

- ※ 受益者負担率を100%とする場合については、資産取得費を維持管理費に含めて算定できることとします。
- ※ 物品のリース料で、リース期間の満了後、市が取得する備品に係るものは、上記の備品購入費と みなして維持管理費に含まないこととすることができます。

施設(利用に供する部分)の維持管理費(1年あたり)を算出

2

① × (利用可能面積 ÷ 延床面積) - ②

※ **利用可能面積**とは、施設全体面積から利用者が利用できない機械室、倉庫、団体専用室などを除外 した面積をいいます。トイレ、廊下などの共用部分を含みます。

原価(1㎡・1時間あたり)を算出

② ÷ 会議室等面積 ÷ 年間総利用可能時間 — ③

- 3 | ※ 会議室等面積とは、利用可能面積からトイレ、廊下などの共用部分を除いた面積をいいます。
 - ※ **年間総利用可能時間**とは、1年間における施設の開館時間(利用に供することのできる時間)の合計をいいます。(例 1日の開館時間:8時間 × 年間の開館日数:200日 = 1,600時間)

使用料(1区画・1時間あたり)を算出

4

③ × 受益者負担率(0~100%) × 区画面積(㎡)

※ 使用する際の時間の単位が異なる(1コマ3時間など)の場合は、必要に応じてさらに時間数など を乗じて計算します。

3 受益者負担率の決定

公共施設において提供されるサービスは、不特定多数の人が利用し、日常生活に必要不可欠で 民間では提供されにくいもの(道路、公園など)から、特定の人が利用し、民間でも提供される もの(運動場、駐車場など)まで様々です。

このような性質の違いを考慮せずに一律に使用料を設定することは、サービスを利用する人と 利用しない人との公平性を損なうこととなります。そこで、公共施設をその性質により次の図の ように分類し、施設ごとにサービスを利用する人(受益者)が負担する原価の割合(**受益者負担** 率)を定め、より公平公正な使用料の設定を実現します。

	必需的 —————	選択的		
	第1分類	第3分類		
公共的	O %	50 %		
的	〔全額公費負担〕	[一部公費負担]		
	市民生活に不可欠なサービスで 行政が提供する必要があるもの (例) 道路、公園、福祉施設	特定の市民を対象とするサービスで 行政が提供する必要があるもの (例)公民館、体育館		
	第2分類 50 %	第4分類 1〇〇 %		
民間的	【一部公費負担】 市民生活に不可欠なサービスで 民間と競合性のあるもの (例) 福祉会館、児童館	【全額受益者負担】 特定の市民を対象とするサービスで 民間と競合性があるもの (例)駐車場		

- ※ 受益者負担率は、概ねこの表のとおりとしますが、利用者の範囲、民間との競合性、地域性などを総合的に判断した上で変更することは差し支えありません。
- ※ 同一施設において、サービスの性質が異なる部屋(区画)が混在している場合などは、部屋 (区画)ごとに受益者負担率を設定しても構いません。
- ※ サービスの性質にかかわらず、**継続利用**(事務所、食堂、売店などの用に供するための継続的な利用)や**行政財産の目的外使用**の場合の受益者負担率は、**100%**とします。

Ⅲ 使用料の調整

1 激変緩和措置

前述した方法により使用料を算定した結果、現行の使用料を大幅に上回ることとなる場合、利用者の負担が急激に増加し、結果として施設の利用率の低下を招く恐れがあります。一方、現行

の使用料を大幅に下回ることとなる場合、近隣自治体や民間施設との不均衡が生じ、利用者の混乱を招く恐れがあります。

このため、使用料の改定に当たっては、改定後の使用料の額の上限及び下限を定め、段階的に 適正な額に近づけていくこととします。

改定後の	上限	現行の使用料の 1.	2 倍
使用料の額	下限	現行の使用料の 🔾 🛚	8倍

2 端数処理

使用料は**10円単位**とし、**10円未満の端数は切り捨てる**ものとします。ただし、算定した使用料が100円に満たない場合は、使用料を100円とします。

3 市外割増・営利割増の設定

市外の人が公共施設を利用した場合や営利・宣伝目的のため施設を利用した場合の使用料について、割り増すことができることとします。

ただし、これらの割増については、現在の利用状況や稼働率などを考慮した上で慎重に検討することとします。

4 その他

使用料は、原則として前述した方法により算定することとしますが、近隣自治体、同種の民間 施設、同種の施設などの状況を踏まえ、必要な調整を行えることとします。

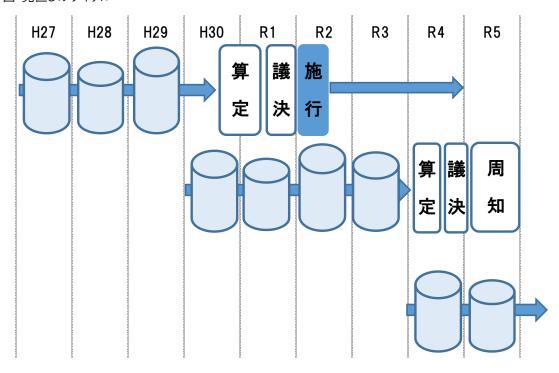
Ⅳ 見直しのサイクル

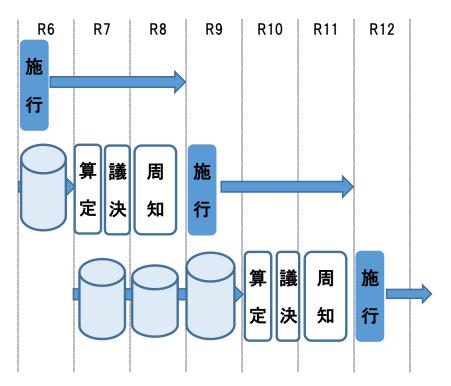
この基本方針による使用料の見直しは、**令和2年4月1日**以降の施設の利用等への適用に向けて取り組むこととします。

その後は、利用者の混乱や、事務の煩雑化を避けるため**原則として3年ごと**に定期的な見直しを行うこととします。

なお、見直し後の使用料について利用者に対し十分な周知を図るため、**改正条例の議決の翌年 度1年間を周知期間とし、翌々年度から施行する**こととします(令和4年度から変更)。

図:見直しのサイクル





なお、施設の維持管理費は、毎年度において出納整理期間終了後速やかに決算見込み額として 算定することとし、常にその検証、同種施設との比較などを行い、削減(⇒使用料の減額)に努 めることとします。

維持管理費の検証・比較の結果や、経済情勢・財政状況などの変化により、使用料を見直す必要があるときは、随時個別に見直すことができることとします。